

移動等円滑化取組計画書

令和6年6月14日 提出

東京都大田区羽田空港2-6-5
東京国際空港ターミナル株式会社
代表取締役社長 赤堀 正俊



① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

第3ターミナル及び第2ターミナル 国際線施設	ターミナル内における施設・設備・サイン等の課題・問題について、課題抽出を行い、有識者等を交えた改善の検討を実施。(2024年度～2025年度)
災害時の緊急避難について	緊急時の「要サポート対応訓練」を定期的実施し、車いす使用者の方、視覚障害者の方などの緊急時におけるサポート等、対応時の課題整理の実施。(2024年度)

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するため必要な措置

目に見えにくい障害者への対応	第3者が判別できない(目に見えない)障害のある方が安心して利用できる施設となるよう継続的な取り組みを実施する。空港従業員向けのセミナー・障害当事者等の空港利用促進に向けた取り組み等を実施する。 また2023年度に導入したカームダウン・クールダウン施設についての設備強化を図る取り組みを行う(2024年度～2025年度)
----------------	--

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援等

目に見えにくい障害者への対応	第3者が判別できない(目に見えない)障害のある方が安心して利用できる施設となるよう取り組みます。識別ストラップの取り組みの促進活動を実施します。 (2024年度～2025年度)
----------------	---

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

ICT技術を用いた案内等の検討・実施を行います。	2023年度に導入された自動走行車いすの利用促進を図る。 2025年11月に開催されるデフリンピック東京大会を見据え、聴覚障害者向けのICT技術等を用いた実証実験を検討する。このほか、ICTを用いた技術対応で、高齢者・障害者等が利用しやすい空港づくりを引き続き検討する。(2024年度～2025年度)
--------------------------	---

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

サービス介助士の資格取得	旅客サービスセンター新入社員(コンシェルジュ)については『サービス介助士資格』を取得させ、また、資格既得者については、サービス介助ステップアップ研修の実施をして技能・知識の向上を図ります。(2024年度)
目に見えにくい障害に関するセミナーの実施	目に見えにくい障害に対する理解を深めるためのセミナーを実施し、職員の対応力向上を図る。(2024年度)

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

ターミナル内のバリアフリー取組状況の視察	当社におけるバリアフリーの取組状況を移動円滑化評議会会議のメンバーによる視察や障害当事者等を招いた視察・意見交換会等を実施し、幅広く当社ターミナルのユニバーサルデザイン等の取り組みを知る機会を設ける。(2024年度)
介助サービス並びにバリアフリー設備に関する周知活動の強化	介助サービスやバリアフリー関連の施設等について、ホームページや案内所等における周知を強化する。(2024年度)

* 2023年度計画書からの変更内容

タクシー乗り場の改善について	計画内容	現在、到着便が重なる時間帯、及び公共交通機関が終了する時間帯において、乗車待ち旅客用スペースが無い事から混乱をきたす場合がある。乗り場のスムーズな乗車を可能とするために改善を図ります。(2019年度～2020年度)
	変更内容	2023年度は、乗車ポールの設置を新たに行い、混雑緩和と乗車効率の改善が成された。なお、のりば全体の工事等については、旅客動向等を勘案し、適切な改善方法を2024年度以降も継続検討して参ります。
保安検査場待ち時間表示について	計画内容	現存する待ち時間表示について、その表示場所、表示内容について旅客が見やすく、利用価値があるものに改善を図ります。(2019年～2020年)
	変更内容	予測時間(例:2時間後の待ち時間予測)をHP等により案内すること、また第2ターミナルでも待ち時間表示を実施すること、この2つについては2023年度以降に延期します。(但し、ターミナル内への予測時間表示は2022年度に再開した。)